

平成29年3月24日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所  
統括原子力保安検査官 栗崎 博

### 平成29年度保安検査実施方針について

三菱原子燃料株式会社及び原子燃料工業株式会社東海事業所に対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

#### 記

両事業者ともに不適合管理の有効な取り組み、施設の老朽化への技術的配慮、及び計画外事象が生じた際の初動対応等がトラブルの拡散を防ぐ有効な手段であり、これらの対応を整備しておくことが施設の保全上の必須であることから、以下の項目に重点を置いて保安検査を実施する。

#### 1. 基本検査で実施する保安検査の内容

##### (1) 不適合等に対する是正処置及び予防処置の実施状況に係る検査

保安検査等において、事業者が改善するとした事項に対する是正処置及び予防処置の実施状況について確認する。特に、平成28年度第3四半期の保安検査において核燃料物質の管理に係る自主的な改善を実施するとした事業者に対しては、その是正措置計画の履行状況等について確認する。

##### (2) 施設等の老朽化に対する保守管理及び設備更新等の実施状況に係る検査

施設、設備の老朽化が進む中、それを踏まえた点検・整備、又は更新が必要であり、これら保守管理等が施設の状況を踏まえて適切に計画され、実施されているかについて確認する。特に長期に渡って点検が未実施な施設、設備に係る対応状況を確認する。

##### (3) 異常時の措置に係る検査

計画外事象（警報発報、汚染、漏洩等のトラブル）が発生した際の初動対応とその後の応急措置及び是正措置などの不適合管理について適切に実施されているか確認する。また、これらに係る手順書等の整備及び訓練状況について確認する。

(4) 現状を踏まえた検査（原子燃料工業株式会社東海事業所のみ実施）

原子燃料工業株式会社熊取事業所において、平成28年度第3四半期の保安検査において、所長、核燃料取扱主任者、担当部長等は保安規定の認識が不足していることが確認された。東海事業所においても、その水平展開の取り組み及び事業所固有の潜在的要因の洗い出しとその取り組み状況について確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容  
該当なし

3. 保安検査実施時期（期間）

(1) 三菱原子燃料株式会社

- ① 第1四半期： 5月中旬～ 5月下旬（1週間）
- ② 第2四半期： 8月初旬～ 8月下旬（1週間）
- ③ 第3四半期： 11月初旬～ 11月下旬（1週間）
- ④ 第4四半期： 2月初旬～ 2月下旬（1週間）

(2) 原子燃料工業株式会社東海事業所

- ① 第1四半期： 6月上旬～ 6月中旬（1週間）
- ② 第2四半期： 8月中旬～ 9月中旬（1週間）
- ③ 第3四半期： 11月中旬～ 12月中旬（1週間）
- ④ 第4四半期： 2月中旬～ 3月中旬（1週間）